

告示第664号

令和7年5月12日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市火山ガス観測システム構築業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市火山ガス観測システム構築業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

## 記

### 1 業務の概要

本システムは、鹿児島市東別館3階危機管理課配備のパソコンと桜島島内の観測局をインターネット回線で接続し、オンラインで火山ガスの発生状況を監視し、濃度データを記録するものである。なお、観測値があらかじめ設定した基準値を超えた場合にメール等で関係職員に通報する機能を有するものとする。

### 2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、一事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たし、かつ、いずれかの構成員が(8)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以降において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 告示日において、納期の到来している市区町村税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (6) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和2年度以降に国、地方公共団体又は独立行政法人において、ガス観測システム構築業務又は同システム構築業務受託後の運用保守業務の受託実績があること。

### 3 参加申込書受付要領

#### (1) 受付期間

告示日から令和7年5月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。ただし、令和7年5月20日（火）は午前8時30分から正午まで）

#### (3) 提出書類

別に定める「鹿児島市火山ガス観測システム構築業務委託企画提案競技実施要領」に定める書類

#### (4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

#### (5) 参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市危機管理局危機管理課（東別館3階）

電話 099-216-1513

### 4 その他

鹿児島市火山ガス観測システム構築業務委託企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。